

# 平成28年1月から一部の手続きで個人番号の記載が必要となります。

平成28年1月以降の介護保険サービスの各種手続きにおきまして、原則として被保険者の個人番号を記載する必要があります。また、個人番号が記載された書類を受理する際には、成りすまし等不正行為を防止するために、本人の身元確認の実施が法令により義務づけられておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

手続きの際には、「**被保険者の個人番号を確認できる書類**」と「**本人(代理人含む)の身元を確認できる書類**」が必要となります。具体的な書類を例示しておりますので、窓口にお越しの際は該当する必要書類をご準備くださるようお願いいたします。

## 【本人が申請する場合】

(例1)

個人番号確認書類
個人番号カード

+

身元確認書類
個人番号カード

(例2)

個人番号確認書類
通知カード または 個人番号が記載された住民票(写し可)

+ いずれか

### 顔写真がある書類

身元確認書類 ※以下のものから1つ
1 運転免許証
2 身体障害者手帳
3 精神保健福祉手帳
4 療育手帳
5 パスポート
6 住民基本台帳カード
7 官公署から発行された書類で個人番号利用実務者が認めるもの(i 氏名、ii 生年月日または住所記載あり)

### 顔写真がない書類

身元確認書類 ※以下のものから2つ
1 医療保険証
2 介護保険被保険者証(オレンジ色)
3 介護保険負担割合証(うす緑色)
4 介護保険負担限度額認定証(青色)
5 年金手帳
6 官公署から発行された書類で個人番号利用実務者が認めるもの(i 氏名、ii 生年月日または住所記載あり) 例えば、本人宛の通知書